



横浜事務所 〒221-0056  
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## マイナンバー制度導入への緊張感

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に向けての動きが本格化してまいりました。この制度は「個人番号に関する制度」と「法人番号に関する制度」に大きく分けられます。平成 27 年 10 月から個人番号、法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

個人番号については利用対象分野が「社会保険」「税」「災害対策」及びこれに類する分野に限定されていますが、法人番号については利用範囲の限定はなく、様々な用途で利用されることになりそうです。

この制度の導入により、納税者は税務署長等に提出する申告書、法定調書等に個人番号又は法人番号を記載することが義務付けられます。

個人番号については、成りすましによる悪用を防止するために、厳格な管理が必要となってきます。個人が税務署等で所得税の確定申告書を提出する場合本人確認が必要になり、証明書（パスポート等）の提示が必要になります。

税務関係書類に個人番号を記載する必要があることから、我々税理士も、顧問先の源泉徴収事務の委託を受ける場合、顧問先従業員、配偶者、扶養親族の個人番号を管理する必要が生じてきます。昨今、大きな会社から顧客データが流出するニュースをよく聞きますが、自分がデータ流出の被害者になる可能性は考えても、流出元になる可能性を考えたことはありませんでした。しかし、今後は漏洩等の事故が万が一にも起こらぬように、適正な管理体制の整備、構築を進めていくことが非常に重要であると実感しています。

## 各国の消費税

最近研修の講師の依頼の中で海外税務についてご依頼が多くなりました。実際に進出支援なども行うシンガポール、インドネシアのほか、アルゼンチンはできますか？インドはどうですか？といった具合です。そんな中で各国の消費税について調べる機会がありましたので一部をご紹介します。

アメリカでは州税として売上税・使用税があります。州税のため州ごとに 0%から 10%程度の税率が課されます。日本と違い最終消費段階でのみ課税されるのが特徴です。売上税は売手が徴収し納付しますが、使用税は買い手が自己申告のため申告漏れが多いようで税務調査も重点的に行われます。

中国では増値税です。税率は基本 17%です。發票（パーピョウ）と呼ばれる税金専用領収書でなければ仕入税額を売上税額から控除できないことになっています。そのほか営業税という特定の事業または取引の対価に対して課されるものがあります。例えば建築業、娯楽業、サービス業などは 3%から 20%、無形資産の譲渡取引は 5%の税率で課税されます。増値税と異なり売上税額から控除される仕入税額はなく、還付もありません。

またインドでは付加価値税（VAT）・物品税・中央売上税（CST）・サービス税という 4 つがあります。VAT は地方税であるため州によって品目ごとの税率などに若干の違いがあります。CST は異なる州の間での物品の取引に対して課税されます。支払 VAT と受取 CST は相殺できるが、支払 CST と受取 CST は相殺できないなど計算も複雑です。物品税というと日本の旧物品税と同様の誤解をされる方がいらっしゃいますが、贅沢品のみならず極めて広範囲の物品に課税されます。VAT、CST の税率は州ごと、品目ごとに異なりますが標準で 12.5%、物品税、サービス税は基本的に 12.36%となります。

日本の消費税率は上記と比べ低いですが、負担と控除を明確で簡便な制度に、と熱望しています。